

災害時の医療救護活動に関する協定書

みやこ町（以下「甲」という。）と一般社団法人京都医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、みやこ町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、医師、看護師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、直ちに医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（自主出動）

第2条の2 乙は、災害その他避けることのできない事由により、甲と連絡が取れない場合又は派遣の要請を待ついてもがけない場合は、自主的に被災地の情報収集を行うものとする。この場合において、緊急に医療救護班を派遣する必要があると認めるときは、自主的に派遣することができる。

2 乙は、前項の規定による派遣を行ったときは、甲に対して遅滞なく報告しなければならない。

3 甲は、第1項の規定による派遣があった場合において、当該事由がなかったならば前条第1項による派遣を要請していたと認めるときは、乙による自主的な派遣時に遡って、前条第1項に基づく派遣があったものとして取り扱うものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 後送医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死亡の確認

（医療救護班の輸送）

第4条 医療救護班の輸送は、甲が行うものとする。

(救護所の設置)

第5条 甲は、災害の状況により、必要に応じて救護所を設置するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は乙と共に医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置するものとする。

(使用医薬品等)

第6条 医療救護活動に使用する医薬品、医療材料その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、甲が備えるものとする。

2 前項の医薬品等の輸送は、甲が行うものとする。

(救護所における給食等)

第7条 救護所における給食及び給水は、甲が行うものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とし、患者に対しては請求しないものとする。

2 後送医療施設における医療費は、患者が負担する。

(費用弁償)

第9条 甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき（第2条の2により甲の要請があったものと取り扱う場合を含む。）、乙が医療救護活動を実施したときに要する費用に限る。）については、当該各号に定める額を負担する。

- (1) 医療救護班を派遣したときの人件費 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲及び乙が協議して定める額
- (2) 医療救護班が調達した医薬品等の使用に係る当該医薬品等の費用 実費
- (3) 後送医療施設及び救護所において行った医療救護活動に伴い、当該後送医療施設及び救護所の施設又は設備を損傷した場合における当該施設又は設備の原状回復に要する費用 実費

(扶助費)

第10条 甲は、医療救護班の医師、看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助費を支給する。

(医事紛争の措置)

第11条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決にあたって適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第12条 乙は、医療救護活動を終えたときは、速やかに次に掲げる書類により、医療救護活動従事者の氏名、人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書(様式第2号)
- (2) 医療救護チーム診療記録(様式第3号)
- (3) 医薬品、衛生資材等使用報告書(様式第4号)
- (4) 事故報告書(様式第5号)
- (5) 物件損傷等報告書(様式第6号)

(費用等の請求)

第13条 乙は、第9条の費用及び第10条の扶助費(以下「費用等」という。)を請求するときは、実費弁償等請求書(様式第7号)により行うものとする。

(支払)

第14条 甲は、前項に規定する費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を乙に支払うものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成29年3月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了前1月までに、甲又は乙のいずれからも何らの意思表示されないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印して、各1通を保有するものとする。

平成29年2月16日

甲 京都郡みやこ町勝山上田960番地
みやこ町
代表者 みやこ町長 井上 幸 春



乙 行橋市東大橋二丁目9番2号
一般社団法人 京都医師会
会長 大原 紀 彦



様式第 1 号 (第 2 条関係)

第 号
年 月 日

京都医師会
会長 様

要請者
氏名 ㊟

協 力 要 請 書

地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書第 2 条第 1 項の規定により、
次のとおり協力を要請します。

災害発生日時	年 月 日 時 分ごろ
災害発生の場所	
災害の状況	
必要な救護活動の内容	
必要な資機材	
その他必要な事項	
現場最高責任者の職 氏名	職 氏名

様

京都医師会
会長



医 療 救 護 活 動 報 告 書

地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書第 12 条の規定により、次のとおり報告します。

受理時間	年 月 日 時 分
出動した時期	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
出動した場所・人員	人
使用した資機材等の種類・数量	
その他の特記事項	

様

京都医師会
会長

㊞

医 療 救 護 チ ー ム 診 療 記 録

地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書第 12 条の規定により、次のとおり報告します。

出動時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
出動者氏名	1 _____ (職種) 2 _____ (職種) 3 _____ (職種) 4 _____ (職種) 5 _____ (職種)
診療内容	

年 月 日

様

京都医師会
会長

印

事 故 報 告 書

地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書第 12 条の規定により、次のとおり報告します。

事故日時	年 月 日 時 分ごろ
事故の場所	
氏名	年 月 日生 歳
罹災者の住所	
事故の概要及び程度	

様式第 6 号 (第 12 条関係)

年 月 日

様

京都医師会
会長

⑩

物 件 損 傷 等 報 告 書

地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書第 12 条の規定により、次のとおり報告します。

物損損傷事故日時	年 月 日 時 分 ごろ	
事故の場所		
事故物件の内容 損傷等の内訳		損 害 額 (円)
	損 害 合 計	

年 月 日

様

京都医師会
会長

⑩

実費弁償等請求書

地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書第13条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

	内 容	金 額 (円)
経 費 の 内 訳		
合 計		